刈谷市公園等の愛護会清掃等管理要領

（目的）

第１条　この要領は、刈谷市が設置する都市公園、児童遊園、広場等（以下「公園等」という。）の維持管理に協力し、公園等がいつもきれいで、地域住民が安全かつ楽しく利用ができ、併せて公共施設愛護の精神を高揚する目的で、公園等周辺の地域在住者で構成する団体（以下「愛護会」という。）が行う清掃等の管理に関する事項について定める。

（愛護会の申請等）

第２条　愛護会は、自発的に運営組織を作り、役員を定めて市長に申請するものとする。（様式第１号）

２　愛護会の名称には、清掃等管理する公園等の名称を用いるものとし、一つの公園等に一つの愛護会とする。

３　市長は、第１項の申請の内容が適当と認めたときは、受理した旨を通知するものとする。（様式第２号）

（清掃等管理の内容）

第３条　愛護会が行う清掃等管理の内容は、次のとおりとする。

（１）公園等施設を愛護し、常に清掃、除草などを行い公園等の美化に努める。

（２）遊具等施設を随時点検し、修理の必要の都度市に連絡する。

（３）児童の公共施設の愛護心を育成し、公園等の適切な利用発展を図る。

（清掃等管理の実績報告等）

第４条　愛護会は、次項の各期末毎に清掃等管理実績報告書（様式第３号）を市長に提出するものとする。

２　各期とは、次のとおりとする。

　　上期　　４月１日から９月３０日まで

　　下期　１０月１日から翌年３月３１日まで

（報償金の交付等）

第５条　報償金は、前条第２項の各期末に交付するものとする。ただし、市長が特に必要があると認めたときは、当該期末前に交付することができる。

２　報償金の額は、年額として次により算出した額とする。ただし、報償金の１，０００円未満の端数は、切り捨てるものとする。

（１）均等割

面積　１，０００㎡未満　１５，０００円

面積　１，０００㎡以上　２５，０００円

（２）面積割

　　　　１㎡　１０円

（３）便所清掃

　　　　１便所　２０，０００円

（その他）

第６条　この要領に定めるもののほか、必要な事項は、別に市長が定める。

附　則

この要領は、昭和５６年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、昭和５７年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、昭和６０年１２月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成１３年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２４年４月１日から施行する。

　　　附　則

　この要領は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則

　この要領は、令和３年４月１日から施行する。